

○太子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱

平成31年3月20日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、太子町空き家等情報バンク設置要綱(平成19年太子町告示第84号。以下「空き家バンク要綱」という。)に規定する空き家の利用促進を図るため、登録物件をリフォームする空き家等登録者又は利用登録者に対し、そのリフォームに要する経費について、予算の範囲内において空き家バンクリフォーム助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、太子町補助金等交付規則(平成22年太子町規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等登録者 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (2) 利用登録者 空き家バンク要綱第2条第4号に規定する者をいう。
- (3) 登録物件 空き家バンク要綱第2条第1号に規定する空き家等情報バンクに登録されている空き家をいう。
- (4) リフォーム 登録物件の修繕、増築、模様替えその他登録物件の維持及び機能向上のために行う補修、改良及び設備改善に係る工事で、町内に事業所を有する建設業者において施工するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、町内において登録物件のリフォームを行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォームの対象となる登録物件に現に居住している利用登録者で居住開始日から起算して1年以内の者若しくはリフォームの工事完了後、速やかに当該登録物件に居住する者又はリフォームの対象となる登録物件の空き家等登録者
- (2) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とししない。

- (1) 過去に助成金の交付を受けた利用登録者又は空き家等登録者
- (2) 過去2年以内に太子町木造住宅建設助成金交付要綱(平成24年太子町告示第21

号)による助成金の交付を受けた利用登録者

(3) 過去2年以内に大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱(平成24年大子町告示第21—2号)による助成金の交付を受けた利用登録者

(4) 過去2年以内に大子町住宅リフォーム助成金交付要綱(平成27年大子町告示第5号)による助成金の交付を受けた利用登録者

(助成対象リフォーム)

第4条 助成の対象となるリフォームは、リフォームに要する経費が20万円以上のものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、リフォームに要する経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、利用登録者は1戸当たり700,000円、空き家等登録者は1戸当たり500,000円を限度とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォームの工事の着工前に空き家バンクリフォーム助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク要綱第4条第3項又は第7条第1項第4号に規定する通知の写し

(2) 申請者が当該登録物件に現に居住している利用登録者のときは、居住開始日を証明する書類

(3) 当該工事の見積書の写し

(4) 市町村税完納証明書

(5) 建設場所案内図

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し

(7) 建築基準法の規定による建築工事届を提出した場合は、その建築工事届の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第7条 申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内にリフォームの工事が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

- 2 前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「空き家バンクリフォーム助成金交付申請書」とあるのは「空き家バンクリフォーム助成金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否の仮決定をするものとする。
- 4 前項の仮決定をする場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。
- 5 前条の規定にかかわらず、既に第3項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(完了報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、リフォームの工事が完了したときは、速やかに空き家バンクリフォーム工事完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事施工前及び施工後の写真
- (2) 工事の領収書の写し
- (3) 助成決定者が利用登録者の場合は入居した日以後の世帯全員の住民票の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の取消し等)

第9条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 空き家登録者が、助成金の交付を受けた登録物件を、助成金の交付後5年以内にこの要綱及び空き家バンク要綱の趣旨に反する目的で使用したとき。
- (2) 利用登録者が、入居した日の属する年度の翌年度において、町内に居住していないとき。
- (3) 入居後、町税等に滞納があったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(助成金の交付手続の省略)

第10条 規則第18条の規定により、規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(実地調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、助成の対象となったリフォームについて、実地調査をすることができる。

(併用の不可)

第12条 この要綱による助成金は、次に掲げる要綱により交付される助成金と併用して利用することはできないものとする。

- (1) 大子町木造住宅建設助成金交付要綱
- (2) 大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱
- (3) 大子町住宅リフォーム助成金交付要綱

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱の規定によりなされた仮申請は、この告示による改正後の大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

